

お問い合わせ

～制度・手続きの概要について～

京都いつでもコール

Tel. **075-661-3755** 年中無休
朝8時～夜9時まで

～保育・子育てに関する相談、記入方法、手続き等について～

北区役所福祉部支援保護課

北区紫野東御所田町33-1

Tel. **432-1284**

上京区役所福祉部支援保護課

上京区上立売通大宮東入幸在町689(元西陣小学校、仮庁舎内)

【平成27年1月～】

上京区今出川通室町西入堀出シ町285

Tel. **441-5119**

左京区役所福祉部支援課

左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2

Tel. **702-1114**

中京区役所福祉部支援保護課

中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

Tel. **812-2543**

東山区役所福祉部支援保護課

東山区清水五丁目130-8

Tel. **561-9350**

山科区役所福祉部支援課

山科区榎辻池尻町14-2

Tel. **592-3247**

下京区役所福祉部支援課

下京区西洞院通塩小路東上東塩小路町608-8

Tel. **371-7218**

南区役所福祉部支援課

南区西九条南田町1-3

Tel. **681-3281**

右京区役所福祉部支援課

右京区太秦下刑部町12

Tel. **861-1437**

右京区役所京北出張所福祉担当

右京区京北周山町上寺田1-1

Tel. **852-1815**

西京区役所福祉部支援保護課

西京区上桂森下町25-1

Tel. **381-7665**

洛西支所福祉部支援保護課

西京区大原野東境谷町二丁目1-2

Tel. **332-9195**

伏見区役所福祉部支援課

伏見区鷹匠町39-2

Tel. **611-2391**

深草支所福祉部支援保護課

伏見区深草向畑町93-1

Tel. **642-3564**

醍醐支所福祉部支援課

伏見区醍醐大構町28

Tel. **571-6392**

平成27年4月スタート(予定)

子ども・子育て支援新制度 について

1. 子ども・子育て支援新制度	1
2. どんな施設・事業所が対象なの?	1
3. 利用者にとって何が変わるの?	3
4. 平成27年4月からの新規利用の手続き	5
5. 継続利用の手続き	7
6. 支給認定申請後の注意点	8
7. 利用者負担額	8
8. 主な地域子ども・子育て支援事業	9
9. Q&A	10

京都市保健福祉局子育て支援部保育課のホームページで
「子ども・子育て支援新制度」の内容を紹介する動画をご覧ください。

京都市 子ども・子育て支援新制度 🔍

【発行元】

京都市保健福祉局 子育て支援部 保育課

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

TEL. 075-251-2390 / FAX. 075-251-2950

発行年月日:平成26年9月1日



京都市印刷物第263088号



京都市



1.子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、また保育園（所）の待機児童の解消を図るために、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始される予定です。

新制度のスタートに伴い
幼稚園や保育園（所）などを
利用する際の手続きが変わります。

2.どんな施設・事業が対象なの？

対象施設

一部の
幼稚園
満3～5歳

小学校以降の教育の基礎を
つくるための幼児期の教育を行う学校

【利用時間】 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間の前後時間や園の休業中の預かり保育などを実施。

【利用できる保護者】 制限なし

※新制度に移行する幼稚園と、移行しない幼稚園がありますので、各園にご確認ください。（これまでの各幼稚園の教育内容に変わりはありません。）

認定こども園
0～5歳

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

- 保護者の就労している状況にかかわらず、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 保護者が仕事をやめたなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育園（所）
0～5歳

就労などのため家庭で保育ができない
保護者に代わって保育する施設

【利用時間】 朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

【利用できる保護者】 共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者

対象事業

地域型保育
0～2歳

少人数の
0～2歳の子どもを預かる事業

【利用時間】 朝から夕方までの保育

【利用できる保護者】 共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者

※特例の利用として、2歳クラスの年度末（3歳になった年度の末）まで利用することができます。

家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数（定員5人以下）の子どもを対象に
きめ細かな保育を行います

小規模保育

少人数（定員6～19人）の子どもを対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います

事業所内保育

会社・事業所の保育施設などで、従業員の子どもと
地域の子どもを一緒に保育します

居宅訪問型保育

障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、
施設が閉園した地域で保育を維持する必要がある
場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います

3.利用者にとって何が変わるの？

幼稚園,保育園(所),認定こども園,地域型保育事業を利用するためには,教育・保育の必要性を認定する

支給認定と入園(所)の
申し込み手続きが必要となります。

POINT!

【支給認定区分】

教育



お子さんが満3歳以上で,
幼稚園等での教育(概ね
9:00~14:00)を希望さ
れる場合

満3~5歳

幼稚園

認定こども園

保育



お子さんが満3歳以上で,
「保育の必要な事由」に該
当し,保育園(所)等での
保育を希望される場合



お子さんが満3歳未満で,
「保育の必要な事由」に該
当し,保育園(所)等での
保育を希望される場合

0~満3歳未満

利用できる施設・事業所

保育園(所)

認定こども園

保育園(所)

認定こども園

地域型保育

◆2,3号認定の該当事由

保育園(所)などでの保育を希望する場合は,
保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由と基準	保育必要量(1日)(予定)		支給認定の期間
	8時間	11時間	
①就労(内定) 1か月64時間以上就労することを常態としていること(予定)	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がない(概ね2箇月)こと	—	●	出産日から起算して8週間を経過する日の 翌日が属する月の末日までの期間
③保護者の疾病・障害 疾病や負傷又は,精神・身体に障害があること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 同居の親族又は長期間入院等をしている親族を 常時介護・看護していること	●	●	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	—	●	
⑥求職活動(起業準備を含む) 求職活動を継続的にやっていること	●	—	90日が経過する日が属する月の末日までの期間
⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練を受けていること	●	●	卒業(修了)予定日が属する月の末日までの期間
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて, 育児休業期間中に継続利用することが必要であること	●	—	市町村が認める期間
⑨その他,上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じるような保育が必要な状態	●	●	

保育必要量(保育利用時間)は,保育短時間(1日8時間以下の保育が必要)と保育標準時間(1日8時間を超えて11時間以下
の保育が必要)の2区分に分かれており,保育を必要とする事由によって認定されます。

就労など,保育短時間と保育標準時間の両方に●がついている場合は,勤務時間や通勤時間などから,個別に認定します。

地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業(延長保育事業)について

保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等に伴う保育時間帯の拡大
のニーズに対応するため,11時間(保育園(所)の開所時間)を超えて保育を実施する事業。

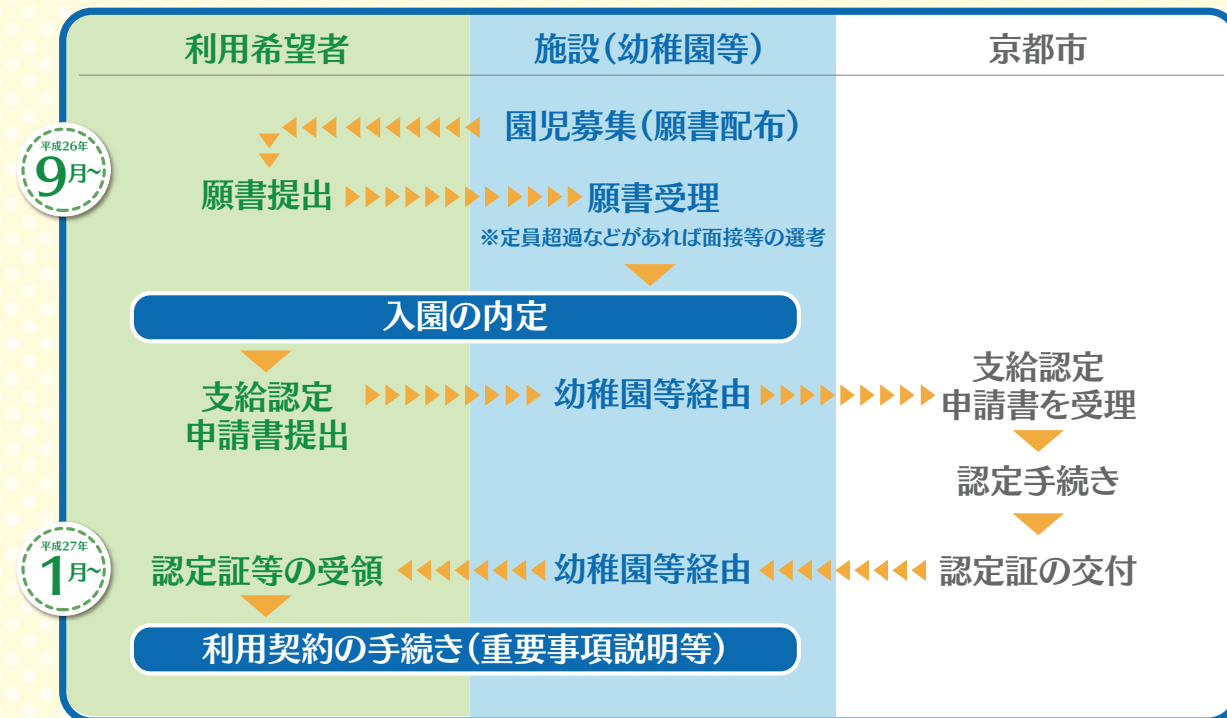
利用に当たっては,支給認定とは別に手続きをする必要があります。利用手続きは,詳細が決まり次第,
お知らせします。また,利用料金についても,利用者負担額(保育料)とは別に生じる予定です。

4.平成27年4月からの新規利用の手続き

1
号認定

対象児童 満3～5歳の幼稚園を希望する子ども
対象施設 新制度に移行する幼稚園, 認定こども園(幼稚園部分)

【手続きの流れ】



【京都市への提出が必要な書類について】

・支給認定申請書

【幼稚園について】

幼稚園は,平成27年4月以降,利用に当たって「認定証が必要な幼稚園(新制度に移行する幼稚園)」と「認定証が必要でない幼稚園(新制度に移行しない幼稚園)」に分かれます(これまでの各幼稚園の教育内容に変わりはありません)。詳しくは,入園を希望される幼稚園から平成27年度園児募集に係る入園願書を受け取られる際に,各園にご確認ください(市立幼稚園(市内16か所)は認定証が必要となります)。

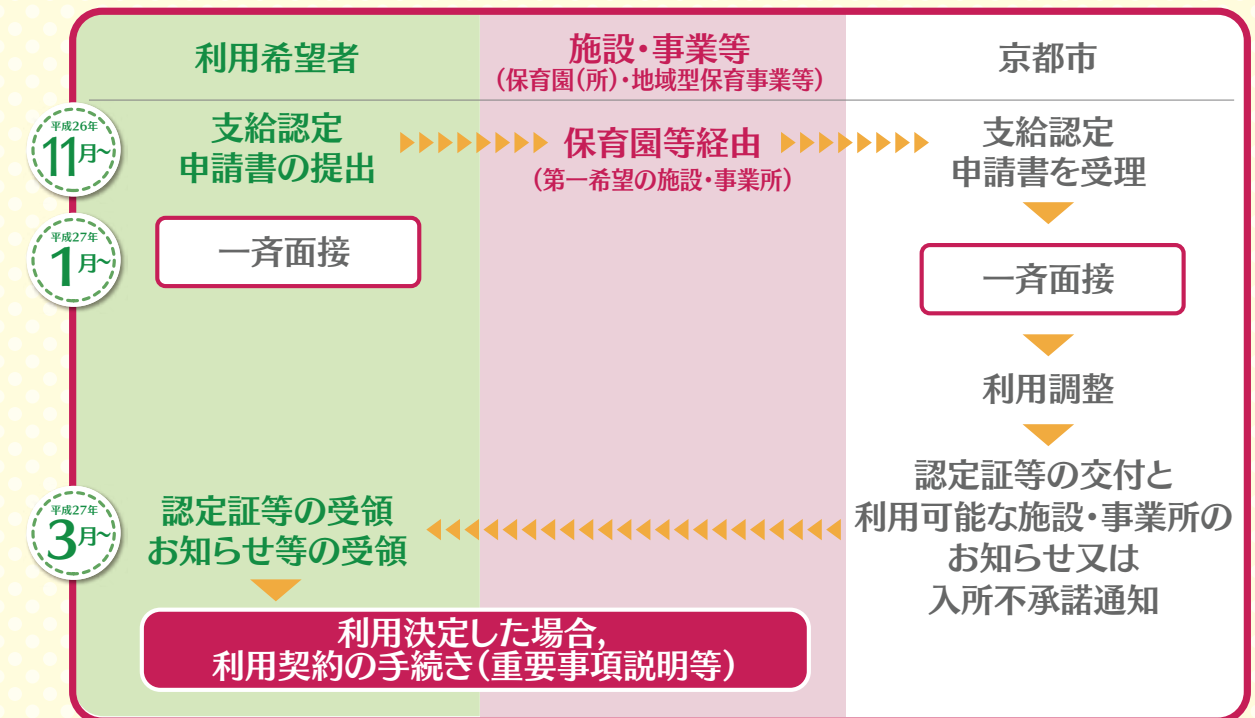
なお,「認定証が必要でない幼稚園」は,基本的にはこれまでと同じ利用手続きであり,学費(保育料)についても,従来どおり,就園奨励費による補助の対象になる予定です。

2
号認定

3
号認定

対象児童 【2号認定】満3～5歳の保育が必要な子ども
【3号認定】0～3歳未満の保育が必要な子ども
対象施設 保育園(所), 認定こども園(保育部分)
地域型保育事業

【手続きの流れ】



【京都市への提出が必要な書類について】

・支給認定申請書とその添付資料(支給認定申請書の裏面又は以下の表を参照)
・保育利用申立書 保育利用申込書

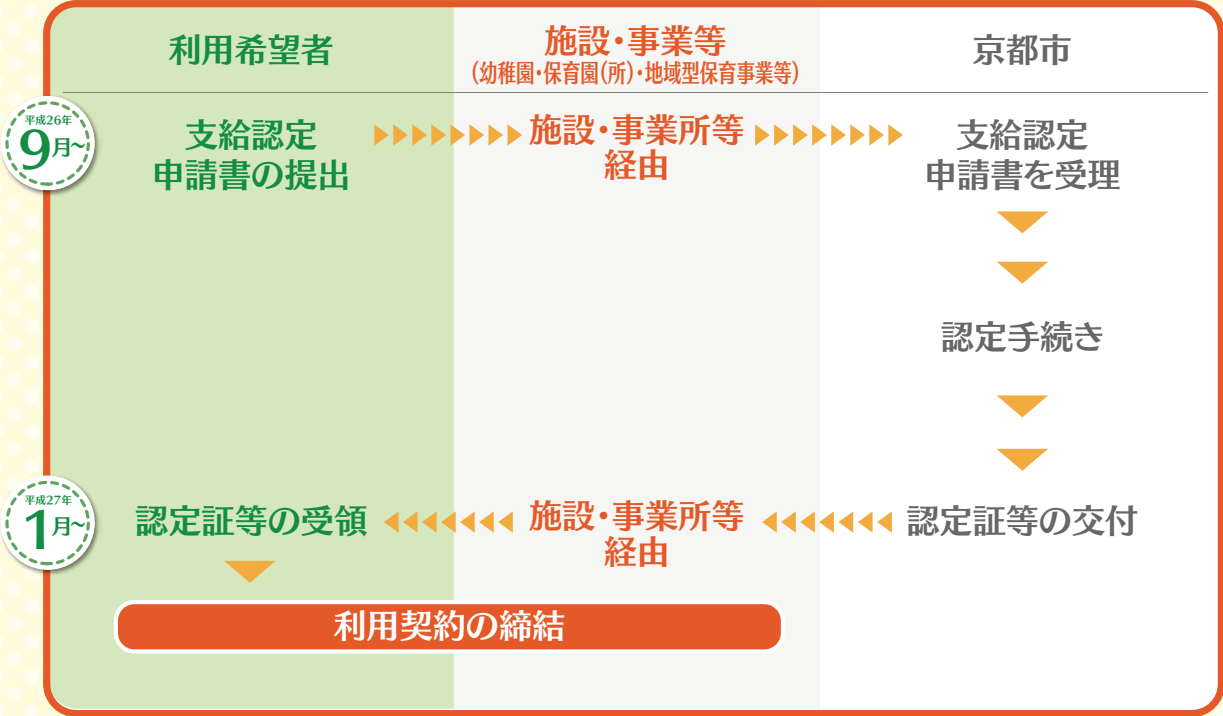
【支給認定申請書に必要な添付資料】

保育に必要な事由	就労証明書	母子手帳の写し 又は出産証明書	診断書	障害者手帳又は 介護保険被保険者証の写し等	スケジュール 申告書	り災証明書	在学証明書
就労	●				変則勤務の方		
妊娠・出産		●	特別な状態の場合				
疾病・障害			●(いずれか1つ)		生活の制限がない場合		
介護・看護			●(いずれか1つ)		●		
災害復旧						●	
求職活動					●		
就学					●(時間制でも可)		●
育休中の継続利用	●						

5. 継続利用の手続き

現在, 幼稚園や保育園(所), 昼間里親などを利用しており,
来年度も継続利用を希望される方

【手続きの流れ】



【京都市への提出が必要な書類について】

必要書類	1号 (幼稚園等)	2号・3号 (保育園(所), 地域型保育事業)
支給認定申請書	●	●
支給認定申請書の添付資料 (支給認定申請書の裏面又はP6の表を参照)		●
保育利用申立書		●
保育利用申込書		一部の方のみ*

※保育利用申込書が必要な方には,施設・事業所から保育利用申込書が配布されます。

【保育園(所)の継続手続きをされる方へ】

- 支給認定申請書は,例年12月頃にご提出いただいていた現況届を兼ねるものとなりますので,現況届を別途ご提出いただく必要はありません。
- 子ども・子育て支援新制度施行前に保育園(所)をご利用の方は,新制度施行後,利用できる保育時間が,施行前よりも短縮されることがないよう,経過措置を設ける予定です。
- 現行の延長保育事業は,新制度施行後,時間外保育事業として実施されます。手続方法などの詳細は,決まり次第お知らせします(4ページ参照)。

6. 支給認定申請後の注意点

支給認定申請書提出後,以下のいずれかの場合には,お住まいの区の区役所・支所
福祉部支援・支援保護課又は施設・事業所まで必ずお知らせください。
変更申請等の手続きが必要となる場合があります。

- ① 現在幼稚園や保育園(所)などを利用中の児童が退園(所)する場合
- ② 就労していた事業所等を退職した場合又は勤務時間・職場等が変わったため,保育利用時間が変わる場合
- ③ 就労を開始した場合
- ④ 育児休業を取得又は終了した場合
- ⑤ 住所を変更した場合
- ⑥ 世帯構成が変わった場合
- ⑦ 同一世帯の他の児童が,幼稚園,保育園(所),昼間里親,小規模保育事業,認定こども園,特別支援学校幼稚部,その他の児童福祉施設に入所又は退所した場合
- ⑧ 転居・転職などにより転園(所)を希望する場合
- ⑨ 保育が必要な事由に該当しなくなる又は変更になる場合

7. 利用者負担額(保育料)

幼稚園や保育園(所),地域型保育事業の利用者負担額(保育料)は,保護者等の所得に応じた負担を基本とし,国が今後定める基準を上限として,京都市が設定します。また,国においては,保育短時間と保育標準時間で利用者負担額に差を設けることが検討されています。
なお,京都市における利用者負担額は,平成27年度当初予算の市会での議決を経て,平成27年3月末に決定する予定です。

◆ 契約・支払先は,利用する施設によって異なります。

利用する施設・事業所	利用者負担額の支払先
幼稚園, 認定こども園, 地域型保育事業等	利用している施設, 事業所
保育園(所)	京都市

8.主な地域子ども・子育て支援事業

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するために、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

利用に当たっては、支給認定とは別に手続きをする必要があります。利用手続きは、詳細が決まり次第、お知らせします。また、利用料金についても、利用者負担額（保育料）とは別に生じる予定です。

1.時間外保育事業（延長保育事業）について【再掲】

4ページを参照してください。

2.一時預かり事業

保護者の方の傷病や出産、又は育児リフレッシュ（育児疲れの解消）などで、一時的に保育が必要な場合、幼稚園や保育園（所）で子どもをお預かりする保育サービスです。

【一般型】

保護者の傷病や出産、災害等の特別な理由による緊急時の保育など、様々な保育ニーズに対応

主な施設・事業所

保育園（所）

【幼稚園型】

保護者の子育てを支援するため、通常の教育時間の前後や幼稚園の長期休業期間中などに、預かり保育を実施するもの

主な施設・事業所

幼稚園

3.病児・病後児保育事業

病氣中（病児）又は病氣回復期（病後児）にある児童の育児を、仕事等の都合で家庭でできない方のために、医療機関に付設された施設で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図る事業

主な施設・事業所

市内の病児・病後児保育を実施している医療機関

4.放課後児童健全育成事業

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（平成27年4月から6年生まで対象となる予定）であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

主な施設・事業所

児童館、学童保育所

5.地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児を子育て中の親子が気軽に集える交流の場を提供するとともに、専門職員による子育て等に関する相談や援助を行うことで、保護者の子育ての不安感や負担感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します（申込不要、無料）。

主な施設・事業所

児童館、つどいの広場、保育園（所）

9.Q&A

Q1

幼稚園と保育園（所）を併願希望する場合は、どのような手続きになりますか。 **新規**

A

幼稚園に願書を提出するとともに、11月に配布予定の支給認定申請書と保育利用申込書も保育園（所）に提出してください。

希望する幼稚園が新制度に移行する幼稚園の場合、内定後、支給認定申請書を幼稚園に提出してください。

その後、3月上旬に区役所・支所から保育園（所）の入所の可否の連絡を受けて、どちらかに辞退手続きを行う必要があります。

Q2

平成26年度中に育児休業から復帰する予定です。平成26年度中に新規で幼稚園や保育園（所）、地域型保育事業の利用を開始した場合、いつ支給認定申請をすることになりますか？ **新規**

A

平成26年度途中で給付対象の施設・事業所の利用を希望する場合については、年度途中での入所が決定したときに、平成27年当初の利用に向けて支給認定申請書を提出していただくことになります。

もし、年度途中入所を申し込んだが、入所不承諾となった場合は、平成27年度の新規入所申込みの際に支給認定申請書を提出していただくこととなります。詳しくはお住まいの地域の区役所・支所福祉部支援（支援保護）課にお問い合わせください。

Q3

休日保育は新制度施行後も利用できるのですか。 **新規** **継続**

A

現在休日保育を実施している保育園（所）では、新制度施行後も、これまでどおり実施する予定です。

Q4

現在共働きで幼稚園を利用しています。支給認定の区分は1号と2号のどちらを希望すればいいですか。1号となった場合、預かり保育は利用できなくなりますか。 **継続**

A

今後も幼稚園（新制度に移行する幼稚園）の利用を希望される場合は、1号を希望してください。

対象となる幼稚園の預かり保育は、地域子ども・子育て支援事業となりますので、支給認定区分とは関係なく、利用することができます。また、利用料金についても、利用者負担額（保育料）とは別に生じる予定です。

なお、新制度の対象とならない幼稚園については、支給認定を受ける必要がなく、預かり保育もこれまでどおり利用できます。

京都市からのお知らせ

「安心して子育てしていただくために」～京都市では保育環境の向上と保護者負担の軽減に努めています～

保育園（所）での保育に必要な費用（以下「保育費用」といいます。）は、保育料と、国及び市の負担によって賄っています。京都市では、国基準の保育費用に加えて市独自の補助を行うことにより保育環境の向上を図っています。また、保育料は、市独自の補助を行うことにより、保護者の皆様の負担軽減を図っています。

【保育費用と保育料の比較（京都市の現状と国基準）】 入所児童1人当たりの月額（平成24年度決算）

	国負担	保護者負担	市負担	合計
国基準	¥25,621	¥27,031	¥27,258	¥79,910
京都市	¥25,621	¥18,253	¥56,431	合計 ¥100,305
		保護者負担の軽減	¥20,395	保育環境の向上

※上記は現行制度に関するお知らせであり、新制度施行後は、財源構成が変わる予定です。